

平成16年4月14日
近畿財務局

千代川産業株式会社（貸金業登録業者）の業務停止について

当局登録貸金業者である 千代川産業株式会社 については、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という。）に基づく立入検査及び報告徴求を行った結果、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）及び貸金業規制法に違反する以下の事実が認められたので、平成16年4月19日から同年5月2日までの14日間、全店（本店、兵庫支店）の業務の全部（弁済の受領に関する業務及び債権の保全行為に関する業務を除く。）を停止することを平成16年4月14日付で命じた。

違反事実

1. 出資法第5条第2項違反

手形の割引及び手形貸付を行う際に、同条第2項の規定を超える割合による利息の契約をし、同項の規定を超える割合による利息を受領しているものが認められた。

具体的には下記のイに加えロ又はハを併せて行っていたものである。

- イ. 天引きによる利息計算の際に、手形額面金額を元本額として上限金利による利息計算を行っており、第4項に規定する利息の計算方法となっていないこと
- ロ. 上記イの利息計算時において、貸付契約日から手形記載の支払期日までの貸付期間に、資金化に要する期間を加算していること
- ハ. 手形額面金額から上記イ及びロにおいて計算された利息を控除した後、更に銀行へ支払う取立料を控除していること

2. 貸金業規制法第17条違反

保証人に契約書（貸付契約の内容を明らかにする書面）や保証契約書（保証契約の内容を説明あるいは明らかにする書面）など、交付すべき書面が交付されていないことが認められた。（このほかに書面の記載不備も認められた。）

3. 貸金業規制法第19条違反

同条で営業所ごとに業務に関する帳簿を備え、債務者ごとに貸付の契約について定められた事項を記載し、最終の返済の期日から少なくとも3年間保存しなければならないが、本店については代表者中山則安担当顧客にかかる帳簿の備付けがされておらず、兵庫支店については、貸付の日から3年間の保存としていることから、最終の返済期日から3年間の備付けがされていないものが認められた。

（参考）千代川産業㈱の概要

- | | |
|--------------|------------------------------|
| 1. 商号 | 千代川産業株式会社 |
| 2. 代表者 | 中山 則安 |
| 3. 登録番号 | 近畿財務局長（7）第00335号（平成15年5月17日） |
| 4. 所在地 | 本店 京都市左京区田中西大久保47番地 |
| 5. 店舗数 | 2（本店、兵庫支店） |
| 6. 役員・重要な使用人 | 6名 |

連絡・問い合わせ先

近畿財務局理財部 金融監督第3課 栗山、砂田 06-6949-6371
